

令和2年5月28日

各支給認定保護者の皆様

小規模保育園ゆめのみ
園長 古賀 利郎
(公 印 省 略)

令和元年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和元年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定こどもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和元年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

み子第210号
令和2年5月22日

小規模保育園 ゆめのみ 施設長 様

みやき町長 末安 伸



令和元年度の公定価格の額について

貴施設における令和元年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

単位：円

	乳児		1・2歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	233,290	229,800	154,170	150,680
5月	233,290	229,800	154,170	150,680
6月	232,850	229,360	153,730	150,240
7月	232,850	229,360	153,730	150,240
8月	232,850	229,360	153,730	150,240
9月	232,470	228,980	153,350	149,860
10月	232,460	228,970	153,230	149,740
11月	232,460	228,970	153,230	149,740
12月	232,460	228,970	153,230	149,740
1月	232,460	228,970	153,230	149,740
2月	232,460	228,970	153,230	149,740
3月	232,460	228,970	153,230	149,740

※施設型給付費については、保護者に対する個人給付としての性質を持っていますが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法律に基づき町から施設に対し直接支払いが行われます。（法定代理受領）